

## 浜松市民レクリエーション・スポーツ大会競技規則変更点(H29.05.25)

### 【ファミリーバドミントン】

#### ・ P1

##### ② サービス

L1…サーバーは、前足の裏全体（足を揃えたサーブは両足）を床面に着いた状態で静止しサービスしなければならない

↓

サーバーは、前足の裏全体またはその一部が床面に着いた状態でサービスしなければならない

L3…サービス時は、「シャトル」「ラケットのヘッド」「ストリングエリア」は、サーバーのウエストライン及び手の肘・手首より完全に下になければならない。※基本アンダーサーブ（体側で床面に対して垂直）

↓

サービス時は、「シャトル」「ラケットのヘッド」「ストリングエリア」は、サーバーのウエストライン及び手の肘・手首より完全に下になければならない。

#### ・ P2

変更なし

#### ・ P3

L15～16…フットフォルトの部分を完全削除

- ・ 競技規則の変更点に関しては、別紙「競技規則等の改正のお知らせ」「ルール並びに審判員の申し合わせ事項」（ともに日本ファミリーバドミントン協会HPより抜粋）を基に作成いたしました。
- ・ 別紙に関しては、市民レクリエーション・スポーツ大会競技規則と取り扱いが異なっていると思われる箇所も見受けられますが、6/1 提出分に関してはその議論が深まっていないと思われまます。そのため、別紙を審判講習会当日に全参加者に配布して、その対応を協議してもらった方が良いのではないかと考えます。

### 【スーパードッジ】

変更なし

### 【ビーチボール】

変更なし